

# 大槌町障がい福祉プラン (基本計画)

〔平成31(2019)年度～平成35(2023)年度〕  
(第3期大槌町障がい者計画)

～ ともにつくる

ふれあいのまち大槌 ～



平成31年3月  
大槌町

# 目 次

## 第1章 計画の策定にあたって

- 1. 計画策定の趣旨と背景 . . . . . 4
- 2. 計画の位置付け・他計画との関係 . . . . . 4
- 3. 計画策定期間 . . . . . 6

## 第2章 計画の基本的な考え方

- 1. 計画の基本理念 . . . . . 7
- 2. 計画の基本目標 . . . . . 7
- 3. 施策推進の体系 . . . . . 8

## 第3章 障がい者の状況

- 1. 人口と世帯数の推移 . . . . . 10
- 2. 障害者手帳所持者数 . . . . . 11
  - (1) 身体障がい者の状況 . . . . . 11
  - (2) 知的障がい者の状況 . . . . . 12
  - (3) 精神障がい者の状況 . . . . . 13
  - (4) 総人口と障害者手帳所持者の推移 . . . . . 13

## 第4章 施策推進の方向

- 1. 障がい者の人権を尊重し、適切な支援の推進 . . . . . 14
  - (1) 障がい者の権利擁護 . . . . . 14
  - (2) 相談支援体制の充実・強化 . . . . . 16
  - (3) 障がい福祉サービスの充実 . . . . . 17
  - (4) 多様な障がいへの対応 . . . . . 18
- 2. 障がい者の自己選択・自己決定に基づく自立と社会参加の促進 . . . . . 19
  - (1) 雇用・就労の支援促進 . . . . . 19
  - (2) 社会参加活動の促進 . . . . . 22
  - (3) 障がい者に対する理解の促進 . . . . . 23
  - (4) 情報提供及びコミュニケーション支援の充実 . . . . . 23

3. ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の充実	25
(1) 保健・医療・福祉の連携	25
(2) 療育支援体制の充実	26
(3) 教育の充実	27
(4) 障がい者の高齢化への対応	28
4. 障がい者が安心して暮らしていける地域づくりの推進	29
(1) 障がい者を支える人材等の育成	29
(2) 住民主体の福祉活動の促進	30
(3) 住みよい環境づくりの推進	30
(4) 安全・防災対策の充実	31

## 第5章 計画の推進体制及び達成状況の点検と評価

1. 計画の推進体制	33
(1) 庁内における計画の推進	33
(2) 住民や関係機関、民間企業との連携	33
(3) 県及び釜石市との連携	33
2. 計画の点検・評価と見直し	33

## 参考資料

1. 大槌町障がい福祉プラン（基本計画）の策定に係る経過	34
2. 大槌町障害者計画策定委員会名簿	35
3. 大槌町障害者計画策定委員会設置規程	36

◎◎注意点◎◎

※元号については、2019年5月1日の改元が予定されていますが、本計画が策定される時点では新元号が未定であるため、「平成」の表記をしています。

※「障がい」の「がい」は基本的にひらがなで表記していますが、「障害者基本法」などの固有名詞については、元の表記をしています。

※本計画において表記している「障がい者」には「障がい児」も含んでいます。

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨と背景

当町では、第1期の障がい者計画(平成11年度から平成20年度まで)から、『ともにつくるふれあいのまち大榎』を基本理念とし、障がい者が必要とする障がい福祉サービス等を計画的に整備することにより、安心して地域で自立した生活ができる社会の実現に向けたまちづくりを推進してきました。第2期計画となる、前計画(平成26年度から平成30年度まで)では、第1期計画の基本理念を引き継ぎながら、障がいのある人もない人もお互いに尊重し合い、地域での役割を担いながら誰もが安心して安全に暮らせるまちづくりを推進してきました。また、障がい者計画を「基本計画」、障がい者(児)福祉計画を「実施計画」とし、この2つの計画を一体的に捉え、「大榎町障がい福祉プラン」として策定し、当町の障がい福祉施策について、さらなる推進を図っております。

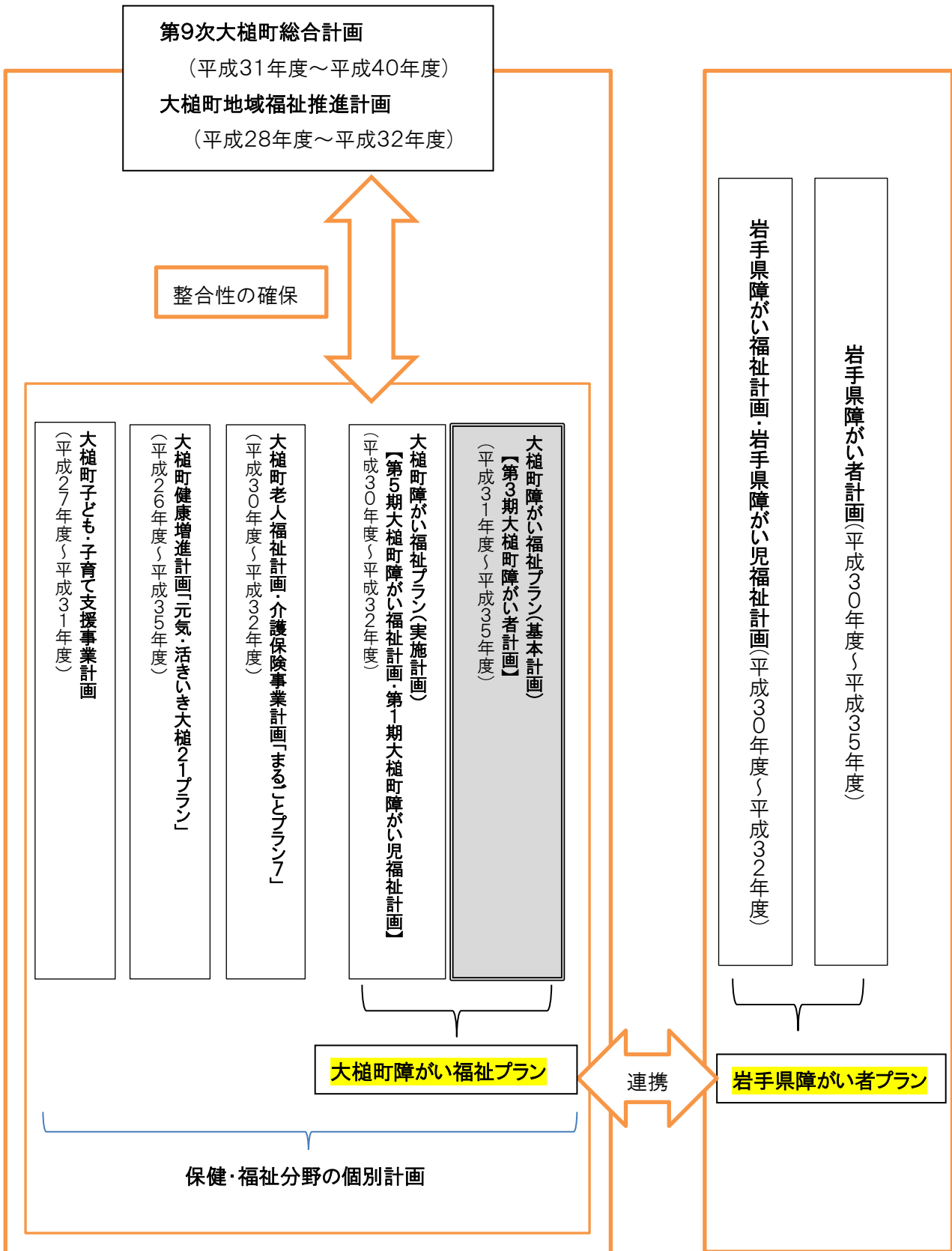
平成28年4月に施行された「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下「障害者差別解消法」という。)」により、障がい者への人権擁護に向けて法整備が進んでおります。そのような中、平成28年7月に神奈川県障がい者支援施設において、大変痛ましい事件が発生しました。障がい者に対する偏見や差別の解消や、障がいに対する理解促進、障がい者への虐待を含め、障がい者への人権を尊重することへの重要性が改めて浮かび上がってきています。平成30年4月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律(以下、「障害者総合支援法」という。)」の改正により、新たな福祉サービスが導入されました。また、身体障がい者、知的障がい者や精神障がい者のほかにも、高次脳機能障がい者や発達障がい者、難病患者などへの支援の必要性は高まっており、多様化・複雑化するさまざまな障がい者福祉の課題に取り組んでいかなければなりません。

この計画は、大榎町における障がい者福祉施策についての理念や方針等の基本的な方向性を定めるものです。国の各施策や県の障がい者に関する各施策の動向を踏まえながら、障がい者を取り巻く社会情勢や障がい福祉のニーズを的確に捉え、障がい者福祉施策の充実を目的とする、総合的な推進指針として策定するものです。

## 2. 計画の位置付け・他計画との関係

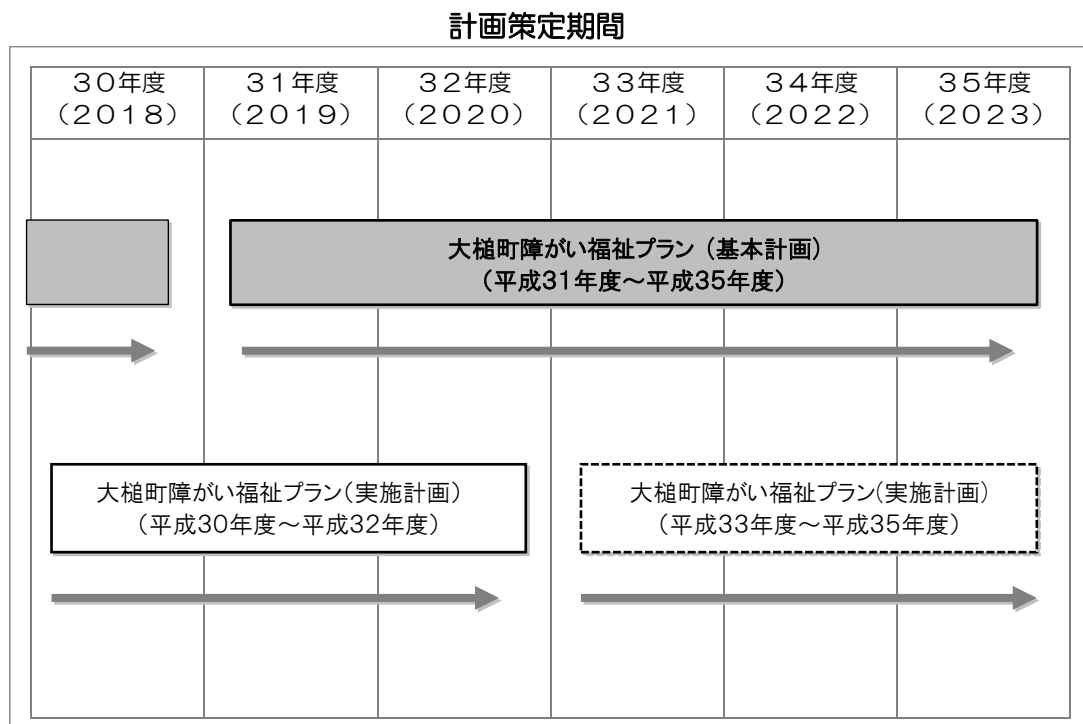
本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」であり、障がい者施策を推進するための基本方針や基本方向を総合的、体系的に定めるとともに、関連する法律などの計画や保健・医療・福祉と密接な関わりを持つ他の計画に配慮しながら策定するもので、町民及び民間企業等に対しては、それぞれの立場で障がい者の福祉の向上に努めるよう理解と協力を求めるものです。

# 大槌町障がい福祉プラン(基本計画)と各計画との関係図



### 3. 計画策定期間

本計画の策定期間は、国が定める第4次障害者基本計画(平成30年度～平成34年度)の策定期間が5年間であることや、障がい者に関わる法律の改正に柔軟に対応する必要があること等を考慮し、平成31年度を初年度とした、平成35(2023)年度までの5か年計画とします。



⇔「大槌町障がい福祉プラン(実施計画)」とは

障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の20に基づき、国の定める基本指針(平成18年厚生労働省告示第395号)に則して障がい福祉サービス・相談支援・地域生活支援事業・障がい児支援に関する数値目標や必要な体制の確保策を定めるものです。

## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1. 計画の基本理念

#### 「ともにつくるふれあいのまち大槌」

本計画においては、第1期計画からのテーマである『ともにつくるふれあいのまち大槌』を基本理念として引き継ぎ、「全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであること」を基本とする障害者基本法の理念を踏まえつつ、国が示す「地域共生社会の実現」を目指します。

### 2. 計画の基本目標

#### (1) 地域で安心して生活できるまちづくりの推進

地域で安心して生活を送るためには、生活基盤の安定と権利の尊重が重要です。

障がい者が地域で安心して日常生活、社会生活を送ることができるよう相談支援体制と保健・医療・福祉の充実を図ります。

#### (2) 社会的自立と社会参加の推進

地域で自立した生活を送るためには、障がい者自らが自立するために就労に向けた社会的スキル等を身に付けることが大切であり、就労に向けた訓練を提供する場の確保、環境整備、知識の充実が重要です。

また、障がい者が主体的に活動し社会参加していくため、乳幼児期から高齢期にわたり切れ目のない適切な障がい福祉サービスなどを受けられるよう支援を行うとともに、多様な活動への参加の機会の充実を図ります。

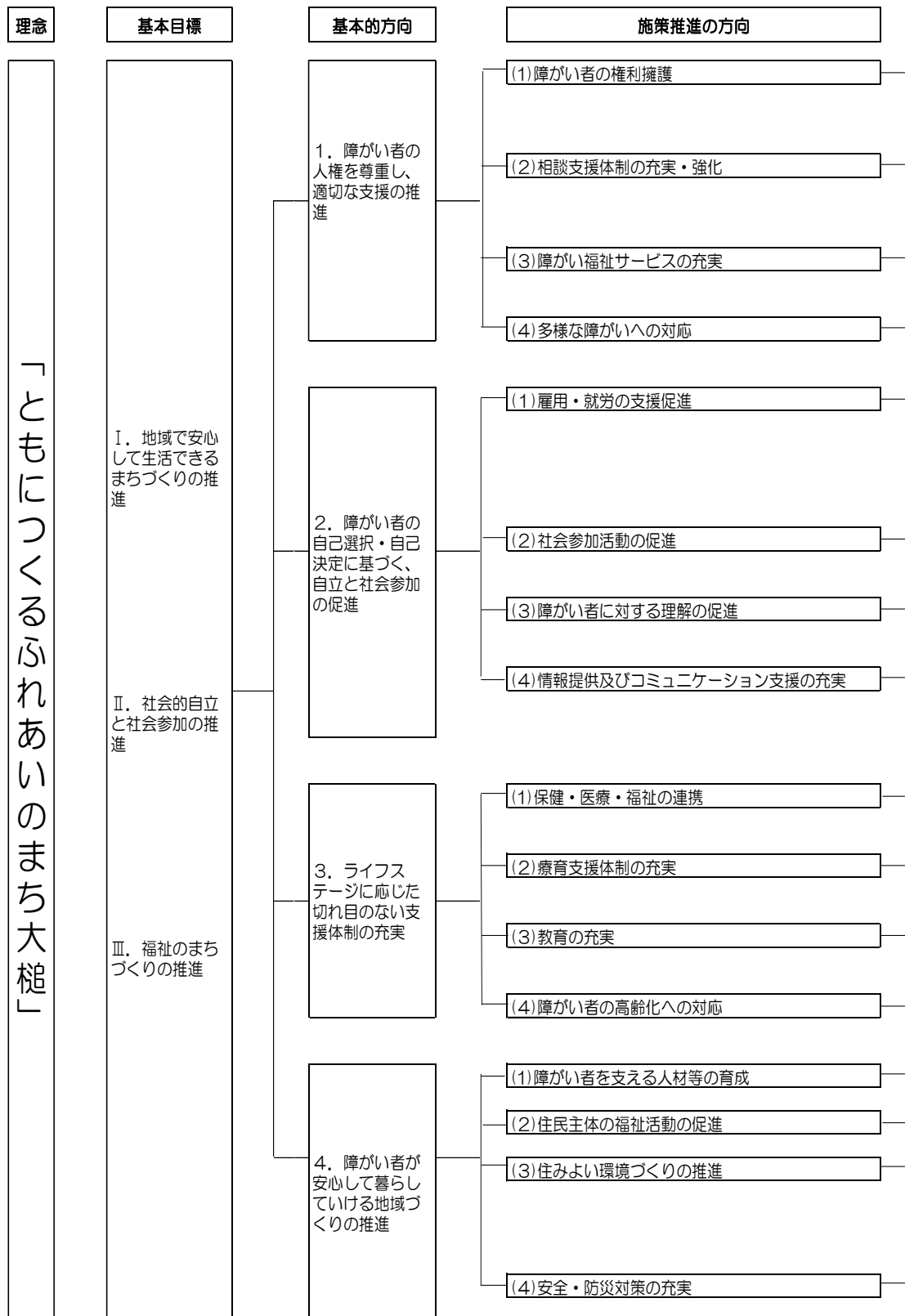
#### (3) 福祉のまちづくりの推進

地域で生活していくためには、障がいの有無に関わらず、お互いに尊重・理解し合うことが重要です。

障がい者に対する偏見や差別といったこころのバリアの解消を図るとともに、生活環境においても全ての人が安心して生活できる地域社会の実現を果たすため行政・企業・各種団体等、地域全体での充実を図ります。



### 3. 施策推進の体系



施策項目	
—	<ul style="list-style-type: none"> <li>①権利擁護の推進、障がいを理由とする差別の解消の推進、虐待の防止</li> <li>②成年後見制度利用の促進、成年後見センター及び成年後見地域連携ネットワークの活用</li> <li>③本人の自己決定を尊重する観点からの意思決定の支援に配慮した支援等の推進</li> </ul>
—	<ul style="list-style-type: none"> <li>①相談支援体制の充実</li> <li>②本人主体のケアマネジメント体制の推進</li> <li>③障がい者自立支援協議会との連携強化</li> </ul>
—	<ul style="list-style-type: none"> <li>①自立支援給付及び地域生活支援事業などの障がい福祉サービスの適切な提供</li> <li>②各関係機関と連携し、きめ細やかな支援を推進</li> </ul>
—	<ul style="list-style-type: none"> <li>①難病患者・高次脳機能障がい者等の方にも配慮した支援</li> </ul>
—	<ul style="list-style-type: none"> <li>①一般企業への就労機会の拡大と定着に向けた支援</li> <li>②障がい者が働きやすい職場づくりの促進</li> <li>③障がい者就労支援事業所から一般就労への移行促進</li> <li>④特別支援学校等の生徒に対する就労を含む進路支援の強化</li> <li>⑤障がい者工賃の水準向上・障がい者就労施設等優先調達方針に基づく物品等調達の推進</li> </ul>
—	<ul style="list-style-type: none"> <li>①活動・交流の場や機会の確保及び社会参加促進事業の充実</li> <li>②スポーツ・芸術文化活動の推進及び支援</li> </ul>
—	<ul style="list-style-type: none"> <li>①障がいや障がい者に対する理解の促進</li> <li>②こころのバリアフリーの推進</li> </ul>
—	<ul style="list-style-type: none"> <li>①情報・意思疎通支援用具等の利用促進</li> <li>②障がい者の特性に配慮した情報提供の充実</li> <li>③コミュニケーション支援の周知及び促進</li> </ul>
—	<ul style="list-style-type: none"> <li>①関係機関の連携によるニーズに応じた支援の充実</li> <li>②こころの健康づくりの推進</li> </ul>
—	<ul style="list-style-type: none"> <li>①障がい児支援の提供体制の整備及び障がい児通所支援などの支援体制の充実</li> <li>②子育て支援の充実</li> </ul>
—	<ul style="list-style-type: none"> <li>①特別支援教育の推進</li> <li>②教育環境の整備</li> </ul>
—	<ul style="list-style-type: none"> <li>①施設や地域における支援の充実</li> </ul>
—	<ul style="list-style-type: none"> <li>①地域人材の育成・支援の充実</li> </ul>
—	<ul style="list-style-type: none"> <li>①住民参加組織やボランティアの情報提供・支援</li> </ul>
—	<ul style="list-style-type: none"> <li>①ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進</li> <li>②住宅改修などの制度の周知</li> <li>③地域における各種団体、民間企業との連携の推進</li> <li>④多様な居住の場の働きかけ及び施設入所者の地域生活への移行の推進</li> </ul>
—	<ul style="list-style-type: none"> <li>①防災意識の強化及び災害発生時における障がい特性に配慮した支援など災害時支援体制の推進</li> <li>②消費者被害の救済と防犯対策の推進</li> </ul>

## 第3章 障がい者の状況

### 1. 人口と世帯数の推移

当町の総人口は、平成20年度の16,557人から平成29年度は4,550人減の12,007人となっており、毎年減少しています。世帯数は、平成24年度に5,410世帯へと減少していますが、平成24年度以降多少の増減はあるものの大きな変化はみられません。

平成25年度の65歳以上の高齢者は、4,145人で総人口の32.7%でしたが、平成29年度の65歳以上の高齢者は4,346人で、総人口の36.2%となっており、高齢化が進んでいます。

#### 大槌町の総人口・総世帯数

(単位:人、世帯)

区 分	人 口			世 帯 数
	男	女	合 計	
平成20年度	7,811	8,746	16,557	6,320
平成21年度	7,750	8,626	16,376	6,338
平成22年度	7,652	8,519	16,171	6,351
平成23年度	6,295	6,954	13,249	5,529
平成24年度	6,114	6,778	12,892	5,410
平成25年度	6,049	6,624	12,673	5,385
平成26年度	5,978	6,499	12,477	5,423
平成27年度	5,911	6,409	12,320	5,410
平成28年度	5,839	6,337	12,176	5,432
平成29年度	5,772	6,235	12,007	5,410

資料:住民基本台帳(各年度末現在)

#### 大槌町年齢区分別人口

(単位:人)

区分	0～9歳	10～19歳	20～29歳	30～39歳
男	396	467	466	558
女	368	477	447	496
区分	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳
男	743	827	1,079	766
女	668	812	1,039	965
区分	80～89歳	90～99歳	100歳以上	再掲(65歳以上)
男	409	59	2	1,823
女	768	189	6	2,523

資料:住民基本台帳(平成30年3月末)

障がい福祉サービスの利用者についても高齢化が進んでおり、障がい福祉サービスを利用している方のうち、65歳以上の割合は、平成24年度では13.9%(支給決定者総数122人中17人)でしたが、平成29年度では、22.1%(支給決定者総数140人中31人)となっており、8.2ポイント増加、人数では14人の増加となっています。障がい者の高齢化や障がい者の養護者の家族等も高齢化しており、家族全体を含めた支援が必要な障がい者は増加しています。

## 2. 障害者手帳所持者数

### (1) 身体障がい者の状況

身体障害者手帳所持者について、平成29年度の状況を障がい種別で見ると「肢体不自由」の方の占める割合が最も高く、全体の52.8%を占めており、次いで「内部障がい(26.5%)」、「聴覚・平衡障がい(10.0%)」、「視覚障がい(9.4%)」、「音声・言語障がい(1.3%)」の順となっております。肢体不自由の方の占める割合が低くなってきているのに対し、内部障がいの方や聴覚・平衡障がいの方の占める割合が高くなってきています。

また、等級別では「重度(1級・2級)」の方が全体の55.7%を占めており、次いで「中度(3級・4級)」の方が31.6%、「軽度(5級・6級)」の方が12.7%となっております。

平成26年度に総数が大きく減少しているのは、震災による死亡者や行方不明者、転出者の手続き及び台帳整理を行ったためです。

◎表1-1 障がい別身体障害者手帳所持者の状況

(単位:人)

年度	視覚	聴覚・平衡	音声・言語	肢体不自由	内部	総数
平成20年度	84 (9.3%)	78 (8.6%)	8 (0.9%)	531 (58.6%)	205 (22.6%)	906
平成21年度	87 (9.5%)	77 (8.4%)	7 (0.8%)	533 (58.4%)	208 (22.8%)	912
平成22年度	88 (9.4%)	78 (8.4%)	7 (0.8%)	540 (57.9%)	220 (23.6%)	933
平成23年度	85 (9.8%)	68 (7.8%)	7 (0.8%)	505 (58.0%)	206 (23.7%)	871
平成24年度	84 (9.8%)	72 (8.4%)	6 (0.7%)	491 (57.0%)	208 (24.1%)	861
平成25年度	84 (9.8%)	78 (9.1%)	6 (0.7%)	482 (56.2%)	207 (24.2%)	857
平成26年度	71 (10.2%)	71 (10.2%)	5 (0.7%)	382 (54.8%)	168 (24.1%)	697
平成27年度	69 (9.7%)	70 (9.9%)	6 (0.8%)	390 (55.0%)	174 (24.5%)	709
平成28年度	68 (9.8%)	71 (10.1%)	8 (1.1%)	381 (54.0%)	177 (25.1%)	705
平成29年度	66 (9.4%)	70 (10.0%)	9 (1.3%)	371 (52.8%)	186 (26.5%)	702

(資料:県台帳データより算出 各年度末現在)

◎表 1-2 障がい等級別身体障害者手帳所持者の状況

(単位:人)

年 度	1級	2級	3級	4級	5級	6級	総 数
平成20年度	315 (34.8%)	196 (21.6%)	131 (14.5%)	151 (16.7%)	56 (6.2%)	57 (6.3%)	906
平成21年度							912
平成22年度							933
平成23年度	317 (36.4%)	191 (21.9%)	116 (13.3%)	142 (16.3%)	50 (5.7%)	55 (6.3%)	871
平成24年度	313 (36.4%)	180 (20.9%)	116 (13.5%)	148 (17.2%)	49 (5.7%)	55 (6.3%)	861
平成25年度	311 (36.3%)	174 (20.3%)	116 (13.5%)	150 (17.5%)	49 (5.7%)	57 (6.7%)	857
平成26年度	250 (35.9%)	144 (20.7%)	86 (12.3%)	125 (17.9%)	41 (5.9%)	51 (7.3%)	697
平成27年度	255 (36.0%)	145 (20.5%)	86 (12.1%)	128 (18.1%)	43 (6.1%)	52 (7.3%)	709
平成28年度	254 (36.0%)	140 (19.9%)	87 (12.3%)	133 (18.9%)	44 (6.2%)	47 (6.7%)	705
平成29年度	259 (36.9%)	132 (18.8%)	86 (12.2%)	136 (19.4%)	43 (6.1%)	46 (6.6%)	702

(資料:県台帳データより算出 各年度末現在)

**(2) 知的障がい者の状況**

平成20年度と平成29年度では、療育手帳所持者総数には大きな変化はありませんが、判定別の構成比でみると、A判定の方が平成20年度の 42.6%から 32.8%になっておりA判定の方の割合が低くなっています。

◎表 2 判定別療育手帳所持者の状況

(単位:人)

年 度	A判定	B判定	総 数
平成20年度	49(42.6%)	66(57.4%)	115
平成21年度	46(39.3%)	71(60.7%)	117
平成22年度	46(38.7%)	73(61.3%)	119
平成23年度	42(37.5%)	70(62.5%)	112
平成24年度	42(37.2%)	71(62.8%)	113
平成25年度	41(36.3%)	72(63.7%)	113
平成26年度	39(36.4%)	68(63.6%)	107
平成27年度	40(35.4%)	73(64.6%)	113
平成28年度	39(33.9%)	76(66.1%)	115
平成29年度	39(32.8%)	80(67.2%)	119

(資料:県台帳データより算出 各年度末現在)

### (3) 精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者総数は、平成26年度以降の増加が目立っております。平成26年度から毎年増加しており、平成26年度の54人から平成29年度は30人増の84人となっております。等級別構成比で見ると、平成29年度では、1級が33.3%、2級が56.0%、3級が10.7%となっております。

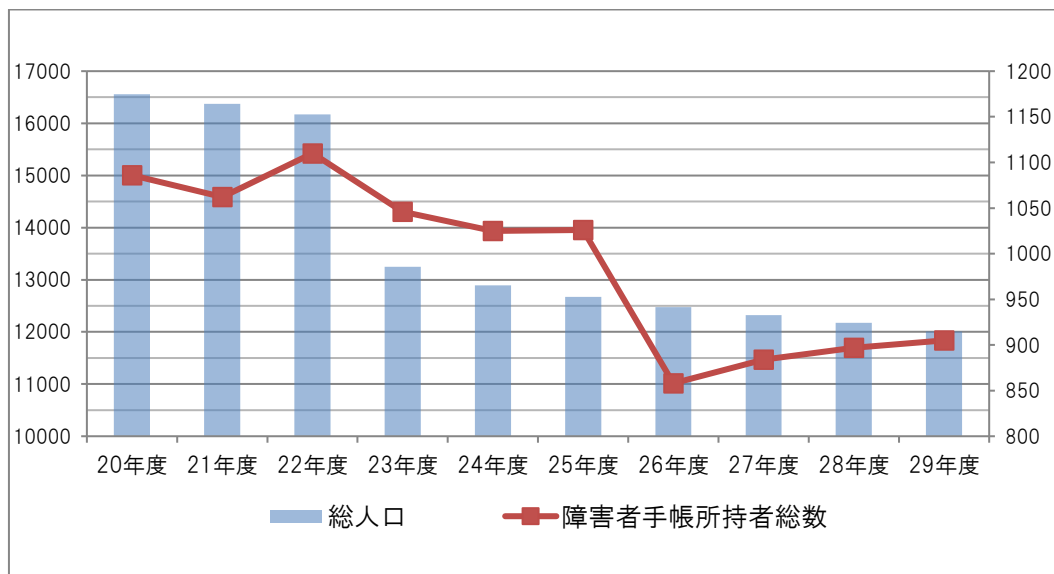
◎表3 精神保健福祉手帳所持者の状況 (単位:人)

年度	1級	2級	3級	総数
平成20年度	22(33.8%)	33(50.8%)	10(15.4%)	65
平成21年度	10(30.3%)	19(57.6%)	4(12.1%)	33
平成22年度	25(43.1%)	29(50.0%)	4(6.9%)	58
平成23年度	24(38.1%)	33(52.4%)	6(9.5%)	63
平成24年度	20(39.2%)	24(47.1%)	7(13.7%)	51
平成25年度	23(41.1%)	25(44.6%)	8(14.3%)	56
平成26年度	20(37.0%)	25(46.3%)	9(16.79%)	54
平成27年度	20(32.3%)	35(56.5%)	7(11.3%)	62
平成28年度	23(29.9%)	45(58.4%)	9(11.7%)	77
平成29年度	28(33.3%)	47(56.0%)	9(10.7%)	84

(資料: 県台帳データより算出 各年度末現在)

### (4) 総人口と障害者手帳所持者の推移

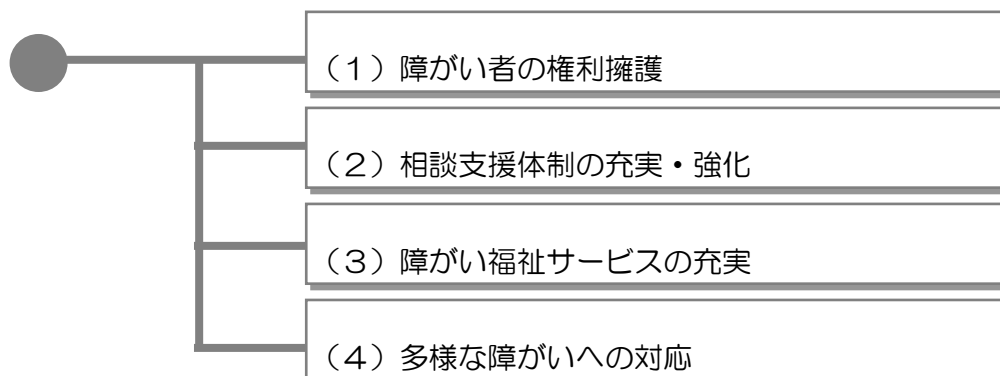
◎表4 総人口と障害者手帳所持者の推移 (単位:人)



- (注) 1 平成26年度に障害者手帳所持者総数が大きく減少しているのは、震災による死亡者や行方不明者、転出者の手続き及び台帳整理を行ったためです。  
 2 障害者手帳所持者総数は各手帳所持者数を合算したものです。

## 第4章 施策推進の方向

### 1. 障がい者の人権を尊重し、適切な支援の推進



#### ●●現状と課題●●

障がいのあるなしに関わらず、すべての人がお互いの人格と個性を尊重し合いながら安心して生活できる社会の実現が求められています。当町において、平成29年に実施したアンケート調査(以下、「H29当町調査」という。)では、回答のあった障がい者のうち26.9%が差別的な経験をしたことがあると回答しています。当町で暮らす障がい者の人権を尊重し、さまざまな障壁を取り除きながら、障がい者に対する相談体制等の充実やきめ細やかな支援の推進が重要となっています。

#### (1) 障がい者の権利擁護

##### ①権利擁護の推進、障がいを理由とする差別の解消の推進、虐待の防止

障がいのある人も障がいのない人も平等に、人間の尊厳、自己決定、機会平等、社会参加といった人権が尊重され、保障されなければなりません。障がい者に対する誤解、偏見、理解不足等に起因する不当な差別的取り扱いの禁止や、必要かつ合理的な配慮の提供を徹底するなどの取り組みを進めるとともに、障がい者の虐待を防止するために、関係機関等と連携を図りつつ、事業者や地域全体で適切な対応ができるよう普及啓発に努めます。

「障害者差別解消法」では、障がいのある人と障がいのない人が平等の機会を得られるよう、差別の解消に向け、またお互いに人格と個性を尊重し合っるとともに暮らせる社会の実現に向け、禁止事項や問題解決の仕組みが定められました。また、虐待は暴力的な行為のみを想定しがちですが、人として当たり前の権利を侵害したり機会を奪うことも虐待に当たります。家庭や施設・職場やさまざまな場面における身体的・性的・心理的・経済的虐待や介

護の放棄など、権利が脅かされることを未然に防ぐための機能の整備を図る必要があります。平成23年に障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、「障害者虐待防止法」と表記）が公布され、障がい者虐待防止に係る国等の責務規定、障がい者虐待の早期発見の努力義務規定が設けられ、市町村は、障害者虐待防止センターを設置することが義務付けられました。当町では、障害者虐待防止センターの役割と障がい者に対する不利益な取り扱いに関する相談に応じる受付窓口を、保健福祉課が担っております。早期発見のため関係機関等と連携し、虐待などへの迅速な対応や相談体制の強化に努めていきます。

## ②成年後見制度利用の促進、成年後見センター及び成年後見地域連携ネットワークの活用

平成28年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、「成年後見制度利用促進基本計画」が平成29年に閣議決定されました。市町村においては「地域連携ネットワーク」を整備し、「中核機関」を設置運営することとされました。当町においては、釜石市・遠野市との連携による成年後見センターの設立を目指し、平成30年10月に釜石・遠野地域成年後見センター（仮称）設立準備委員会を立ち上げました。3市町で成年後見制度に関わる関係機関等を対象とした、研修会も開催しています。今後は、成年後見地域連携ネットワークづくり、成年後見センターの設置運営、市民後見人の養成や研修会等を含む普及啓発などについても3市町で連携し、成年後見制度の利活用の促進を図っていくことが見込まれます。

## ③本人の自己決定を尊重する観点からの意思決定の支援に配慮した支援等の推進

平成29年に厚生労働省において、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」が作成されました。ガイドラインは、事業者がサービスを提供する際に行う障がい者の意思決定支援の枠組みを示すものですが、障がい者や事業者、家族や関係機関等、障がい者に関わる多くの人々にも意思決定支援への参加を促すものとされています。

自ら意思を決定することや表明することが難しい障がい者に対し、本人の自己決定を尊重する観点から必要な意思決定支援を行うとともに、障がい者が自らの決定に基づいた相談支援や適切な障がい福祉サービスを受けられるよう、関係機関等と連携して支援を推進していきます。



## (2) 相談支援体制の充実・強化

### ①相談支援体制の充実

学校、医療機関、福祉施設、障がい者団体、役場等により、多様な相談に対応したり、保健・医療・福祉・教育等の関係機関がそれぞれの専門分野の情報を持ち寄り、個々のケースについての検討会を随時開催するなど、当町では関係機関と連携しながら相談支援に取り組んでおります。障がい者や家族が気軽に相談することができ、安心して必要な支援・福祉サービス等を的確に利用できるよう、町や県等の関係機関、施設・事業者などの専門機関等との連携をより一層深め、相談支援体制の充実を図る必要があります。

障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができ、また身近な地域で専門的な支援が受けられるように「相談支援事業」を実施しています。この相談支援事業を推進することが当町の障がい者施策においても重要とされる施策の一つです。当町では、1法人へ市町村相談支援事業を委託し、障がい者に対する相談支援業務を行っており、相談支援専門員による相談支援体制の充実に努めておりますが、相談支援員が抱えるケースの増加や障がい者それぞれが抱える複雑な課題解決など相談支援員の業務負担の増大が大きな課題となっております。大槌町障がい福祉計画(障がい福祉プラン実施計画)では、地域相談支援・計画相談支援について増加を見込んでおります。障がい者それぞれに応じた適切な支援に努めていきます。

「障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」(以下、「整備法」と表記)では、相談支援の充実について、市町村に「基幹相談支援センター」を設置し、相談支援体制を強化することが求められています。また、国が定めた第5期障害福祉計画(平成30年度～平成32年度)では、平成32年度末までに各市町村又は各障がい保健福祉圏域に少なくとも1箇所「地域生活支援拠点等」を整備し、相談機能を強化するよう求められています。当町においては、大槌・釜石圏域で設置することが有効と考えられることから、釜石市や釜石大槌地域障がい者自立支援協議会と協議を進めていきます。

### ②本人主体のケアマネジメント体制の推進

当町における障がい福祉サービス等の利用計画の作成率は、100%です。障がい者の個々のニーズ把握から給付決定過程、利用者の移行を踏まえたサービス利用計画の作成によるサービス提供など、本人が主体となったケアマネジメントが的確にできるよう、相談支援事業者と連携し、地域全体での支援体制の推進を図っていきます。

### ③障がい者自立支援協議会との連携強化

平成18年に福祉・保健・医療・雇用・教育等の障がい者の支援に携わる関係者が協働し、住み慣れた地域で安心して生活できる支援体制を構築することを目的に設立した、釜石大槌地域障がい者自立支援協議会も10年以上が経過し、地域への定着が図られております。また、平成30年度に策定した「釜石・大槌定住自立圏共生ビジョン」(※1)の連携事業(障がい者支援事業)にも位置づけられました。障がい者の支援に係る課題と解決のための協議を続け、障がい者の生活の向上や本人支援のための人材のスキルアップ、ネットワーク構築に積極的に取り組んでおります。障がい者の自立と福祉の向上のため、障がい者自立支援協議会の果たす役割は大きくなっております。障がい者自立支援協議会の機能強化にむけて各関係機関と協力し、今後も引き続き、より一層の連携を深めていきます。

## (3) 障がい福祉サービスの充実

### ①自立支援給付及び地域生活支援事業などの障がい福祉サービスの適切な提供

障害者総合支援法に基づく「自立支援給付(介護給付、訓練等給付)、補装具費の支給、自立支援医療、相談支援」や「地域生活支援事業」、児童福祉法に基づく「障がい児通所支援(児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービス、指定障がい児相談支援)」などの障がい福祉サービスについて、障がい者(児)が必要とするサービスを利用できるよう、また、本人主体の障がい福祉サービス提供を基本に、多様なニーズと価値観にも対応が可能となるように、各関係機関と連携しながら、適切な福祉サービスの提供を行ってまいります。

### ②各関係機関と連携し、きめ細やかな支援を推進

障がい者が地域で生活することを支援するためには、個々の生活ニーズに基づき、複数のサービスを一体的・総合的に提供する必要があります。地域で自分らしく主体的に生活することを望んでいる障がい者に、単に福祉サービスを提供するだけでなく、エンパワメント(※2)を高める視点から福祉・保健・医療・教育・就労等に関係するさまざまな支援が障がい者のニーズに応じ、適切に提供されるよう各関係機関と調整し働きかけていきます。障がい者自身がサービス提供者と調整するのが難しかったり、自分自身の意思を伝えられなかったりすることによって、障がい者の抱えている課題が解決されないことがないように、障がい者の権利擁護の観点に立って、生活ニーズと社会資源を適切に結びつけ、障がい者の自己決定・自己選択を尊重し、各関係機関と連携しながらきめ細やかな支援を推進していきます。

## (4) 多様な障がいへの対応

### ①難病患者・高次脳機能障がい者等の方にも配慮した支援

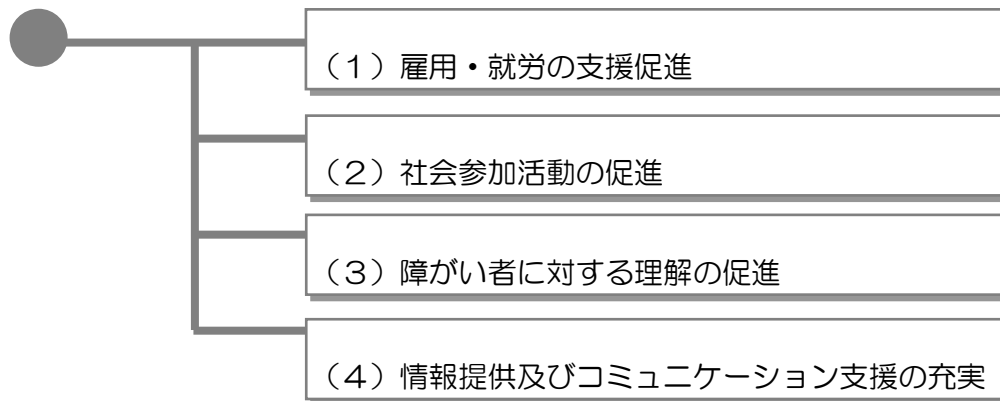
制度の谷間のない支援を提供する観点から、障がい者の定義に新たに難病等(治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者)が追加され、難病等も平成25年4月から障がい福祉サービス等の対象になりました。対象疾病は130疾患だったものが、だんだんと増えていき、平成30年4月には、対象となる疾病が359へ拡大されております。対象となる方は、障害者手帳をお持ちでなくても、必要と認められた支援(障がい福祉サービス・相談支援・補装具及び地域生活支援事業(障がい児の場合は、障がい児通所支援と障がい児入所支援も含む))が受けられます。制度の周知を図りながら、サービスを必要とする方が適切なサービスを受けられるように支援していきます。当町においては、釜石保健所が主催する難病支援協議会などに参加しており、地域におけるネットワークづくりについても、さらに関係機関と協力して推進していきます。

高次脳機能障がいは、事故や病気などにより脳に損傷を受け、その後遺症として記憶、注意、遂行機能、社会的行動といった認知機能(高次脳機能)が低下した状態を指し、日常生活の中で症状が現れるものの、外見からは障がい分かりにくいことが多いです。高次脳機能障がい者の支援については、厚生労働省の高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業により、病院などの支援拠点機関に相談支援コーディネーター(社会福祉士、保健師、作業療法士等)を配置し、専門的な相談支援、関係機関との連携や調整を行うなど、地域での高次脳機能障がい者支援の普及が図られつつあります。高次脳機能障がい者に対する相談支援は、障害者総合支援法の地域生活支援事業で定めている、市町村が行う「一般的な相談支援」に位置づけられております。当町においても、様々な障がいに対応したきめ細やかな相談支援を行っていきます。

※1「釜石・大槌定住自立圏共生ビジョン」…定住自立圏構想は、圏域の市町村が、相互の自主性と自立性を尊重しながら役割分担し連携・協力することによって、必要な生活機能を確保し、人口定住を促進する政策であり、中長期的視点に立った広域連携の取組です。釜石市と当町は、平成30年3月の各市町議会に、定住自立圏形成協定の締結に関する議案を上程し、議決され、定住自立圏形成協定を締結しました。それを受け、平成30年7月に、釜石・大槌定住自立圏共生ビジョンが策定されました。

※2「エンパワメント」…個人や集団が自分の人生の主人公となれるように力をつけて、自分自身の生活や環境をよりコントロールできるようにしていくこと。

## 2. 障がい者の自己選択・自己決定に基づく自立と社会参加の促進



### ●●現状と課題●●

障がい者が就労することは、経済的な自立や生きがいづくりとなるとともに、自己実現を図りながら、社会参加にもつながる大切なことです。一人ひとりの意思や能力に応じた就労の場の確保は、重要な課題となっています。H29当町調査では、障がい者の就労支援に必要なことについては、「職場の障がい理解」が最も多い回答(42名 14.5%)となっています。地域全体の障がいに対する理解と障がい者が社会活動へ参加できる環境づくりを促進していく必要があります。

#### (1) 雇用・就労の支援促進

##### ①一般企業への就労機会の拡大と定着に向けた支援

障がい者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障がい者を雇用する義務があります（「障害者雇用率制度」）。この法定雇用率が、平成30年4月1日から、民間企業(従業員 45.5人以上)では、2.2%に、地方公共団体等においては、2.5%に引き上げがなされました。この法定雇用率は平成33年4月までには、さらに 0.1%の引き上げがなされます。また、障がい者雇用義務の対象として、これまでの身体障がい者、知的障がい者に、精神障がい者が加わりました。新規雇用や個々の障がい特性に応じた柔軟な就業形態の考慮など、積極的な取組みがますます期待されます。

一方、障がい者の一般就労後の職場定着は重要な課題となっています。障がい者の継続雇用の課題としては、仕事内容や賃金、評価等の労働条件のほか、職場の雰囲気

や人間関係、体力の関係などが考えられます。厚生労働省の調査では、障がい者求人  
に限定した障がい者の定着状況について、ハローワークと地域の就労支援機関との連携  
による支援が「ある」方が、「ない」場合よりも、いずれの障がい種別でも定着率が高くなっ  
ています。釜石大槌地域障がい者就業・生活支援センター(キックオフ)やハローワーク釜  
石、釜石大槌地域障がい者自立支援協議会内の就労支援部会などと協力しながら、障  
がい者の職場定着に向けた取り組みを進めています。

また、平成30年4月から新たに創設された、就労に伴う生活面の課題に対する支援を  
行う就労定着支援などの促進も図っていきます。

## ②障がい者が働きやすい職場づくりの促進

障がい者の仕事に対する悩みや職場における人間関係等の問題について、釜石大槌地  
域障がい者就業・生活支援センター(キックオフ)などと協力しながら相談しやすい環境づくりに  
努めます。就労継続支援や就労移行支援については、障がい者がそれぞれの特性やニ  
ーズに応じた就労ができるように関係機関と連携しながら支援します。また、事業主におい  
ても、障がい者や障がい者雇用に関する理解が深まり、障がい特性を踏まえた相談、指導  
及び援助が行なわれるよう、釜石大槌地域障がい者自立支援協議会内の就労支援部会、  
ハローワーク釜石、などの関係機関と情報共有し、連携しながら啓発活動を行っていきま  
す。

## ③障がい者就労支援事業所から一般就労への移行促進

障がい福祉サービスの利用者が一般就労を果たすことは障害者権利条約(国連総会  
で平成18年採択、平成20年発効)の観点からも、障がい者の生活の質の向上の観点か  
ら重要課題の一つです。障がい者が安心して一般就労を継続し、質の高い生活を送る  
ことは、本人にとってだけでなく、雇用している事業主にとっても大事なことです。職場定着  
支援を担っている釜石大槌地域障がい者就業・生活支援センター(キックオフ)や、就労  
支援事業所、ハローワーク釜石などと協力しながら、移行促進を図っていきます。

#### ④特別支援学校等の生徒に対する就労を含む進路支援の強化

特別支援学校等の生徒に対し、釜石大槌地域障がい者自立支援協議会やハローワーク釜石などと協力し、就労体験支援や一般就労を含む進路へ向けた支援の強化を行っていきます。また、教育と福祉の連携のもと、一人ひとりに応じた、卒業後の進路選択を広げる機会の提供や卒業後の社会資源・福祉制度の情報提供を行っていきます。

障がいのある子供たちが、特別支援学校等の卒業後も必要な支援を受けながら豊かな生活を送るためには、特別支援学校等と、卒業後の進路先の企業や障害者就労施設、高等教育機関等が、密接な連携を図ることが不可欠です。

#### ⑤障がい者工賃の水準向上・障がい者就労施設等優先調達方針に基づく物品等調達の推進

現在町内においては、3法人により就労継続支援(B型)事業所が運営されています。障がい者就労施設で就労している障がい者に対しては、生産活動に係る事業の収入から工賃が支払われることになっています。障がい者就労施設の安定した運営は、障がい者本人の経済的な基盤の確立とともに、本人の就労の意欲の向上にもつながるものです。商品力の向上や、販路拡大など釜石大槌地域障がい者自立支援協議会内の就労支援部会と協力しながら支援していきます。

また、平成25年4月1日から「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(障害者優先調達推進法)」が施行され、当町においても、「大槌町障がい者就労施設等優先調達方針」を策定し、その実施に取り組んでいます。今後も、全庁的な取り組みとして官公需における受注機会拡大の浸透など、実施体制の整備を推進していきます。

## (2) 社会参加活動の促進

### ①活動・交流の場や機会の確保及び社会参加促進事業の充実

障がい者が主体性を発揮し、地域で自立した生活を営むためには、失敗を恐れず果敢にチャレンジし、さまざまな場面で主体的な自己選択や自己判断を経験し、自らの生活空間を広げ、社会生活の力を身につけていくことが大切です。

社会参加活動を促進するために、福祉サービスの実施や充実はもちろん、当事者活動を通じて、自己選択・自己判断・自己責任を体験し、社会生活力を育て、自信をつけ、あるいは取り戻していくエンパワメント(※2)の視点に立った生活支援が課題となります。

地域生活支援事業など障がい福祉サービスの充実については、前述のとおりです。当町が行っている社会参加促進事業(スポーツレクリエーション教室の開催、点字・声の広報等発行事業、自動車免許取得・自動車改造助成事業など)の周知も図っていきます。

### ②スポーツ・芸術文化活動の推進及び支援

スポーツや芸術文化活動は、活動を一緒に行うことで人間関係を広め、障がい者本人のエンパワメント(※2)に資する効果も期待されます。

平成23年8月に施行されたスポーツ基本法では、新たに障がい者スポーツに関する規定が盛り込まれ、障がい者が自主的・積極的にスポーツが行うことができるよう、障がいの種類、程度に応じた配慮をしなければならないと規定しています。当町では、毎年開催される障がい者スポーツ大会への参加支援など、スポーツ・文化活動への参加を促進しています。また、住民と障がい者の交流を図っていくとともに、障がい者がスポーツや文化活動に興味を持ち、そこから社会参加ができるように支援していく必要があります。スポーツ活動や芸術文化活動、生涯学習活動において、障がい者が気軽に参加できる環境づくりに努めます。

## (3) 障がい者に対する理解の促進

### ①障がいや障がい者に対する理解の促進

障がい者の社会参加を阻害する要因の一つとして、障がいやその特性に対する理解不足や思い違いがあります。

障害者基本法第9条では、毎年12月3日から9日までの1週間を「障害者週間」と規定しています。この障害者週間は、同法の基本原則である「すべての国民が、相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の理念の普及を図り、障害及び障害者に対する国民の関心と理解を一層深めること」を目的として、我が国全体で実施するものである、としています。障がいや障がい者に対する理解の促進や福祉施設に対する誤解や偏見の解消に向けて、障害者週間などの機会を捉えた普及啓発を行い、理解の促進を図っていきます。

### ②こころのバリアフリーの推進

障がいのある人もない人もそれぞれの個性の違いを理解し、お互いに尊重し合い、誰もがいきいきと心にゆとりを持って生活できる地域社会の実現に向けて、人々の意識や社会環境の中にある様々な障壁を取り除くなど、「こころのバリアフリー」を推進します。こころのバリアフリーは、すべての住民に求められるものです。「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」や「大槌町地域福祉計画」に基づき、地域住民がともに助け合い、支え合うことができる環境づくり・意識づくりを進めていきます。

## (4) 情報提供及びコミュニケーション支援の充実

### ①情報・意思疎通支援用具等の利用促進

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業(日常生活用具給付等事業)において視覚障がい者用ポータブルレコーダーや活字文書読上げ装置など、聴覚障がい者用通信装置などの情報・意思疎通支援用具について対象用具とし、給付又は貸与を行っています。事業の周知と活用を促進します。



## ②障がい者の特性に配慮した情報提供の充実

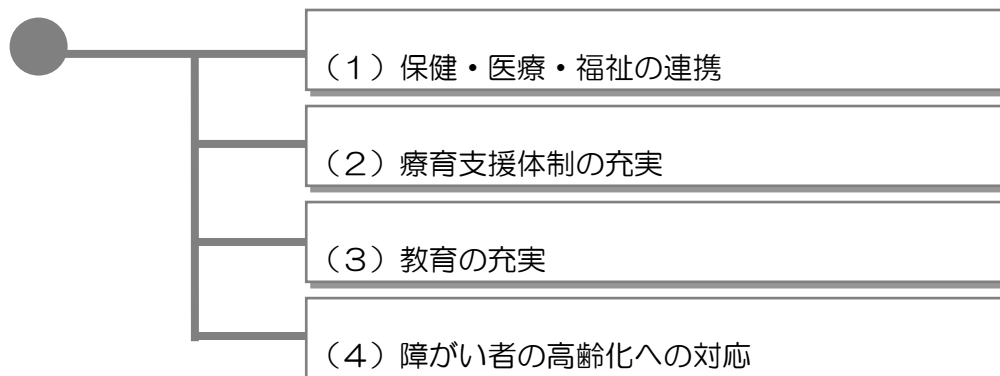
障がい者が地域で生活をしていくうえで、必要な情報を得ることができるように、障がいの特性に応じた分かりやすい情報提供の充実に努め、情報バリアフリー化を推進します。当町では、ボランティア団体の協力により、町の広報誌を音訳した「声の広報」の配布を行っています。引き続き、手話や要約筆記、点字、音訳による情報提供といった、人の手による情報提供の充実に加え、広報誌や町のホームページなどを含めた情報伝達手段の充実を図っていきます。

## ③コミュニケーション支援の周知及び促進

質の高い手話奉仕員や要約筆記奉仕員の養成とともに、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業(コミュニケーション支援事業)として、県の施策等と連携しつつ、ニーズに応じた派遣体制の整備に努めます。点訳・朗読ボランティアの養成や資質の向上を図るとともに、点字図書・録音テープ等提供体制の充実を図ります。

※2「エンパワメント」…個人や集団が自分の人生の主人公となれるように力をつけて、自分自身の生活や環境をよりコントロールできるようにしていくこと。

### 3.ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の充実



#### ●●現状と課題●●

就学前の乳幼児期から、学校教育、就労など、ライフステージに対応した総合的かつ継続的な支援を行う体制を充実させていくことが求められています。釜石大槌障がい者自立支援協議会の子ども支援部会によって作成された「ぼけっと」(※3)の活用が平成29年度より開始されました。ぼけっとの活用や周知も図りながら、切れ目のない支援をしていくとともに、個々のニーズに応じた支援ができるように、保健・医療・福祉・教育などの関係機関が連携し、支援体制の充実を図っていく必要があります。

#### (1) 保健・医療・福祉の連携

##### ①関係機関の連携によるニーズに応じた支援の充実

保健や医療は、障がい者の生活にとって欠かせない生活基盤の一つです。今後とも、障がいや疾病の早期把握、早期治療のみならず、二次障がいの発生予防、在宅障がい者の健康管理や医療・リハビリテーションの充実を図るために、保健・医療・福祉・その他関係機関の連携が求められます。障がい者のそれぞれのライフステージに応じて、切れ目のない支援が望まれる他、さまざまな不安や困難な状況の中で療養生活をおくっている難病患者や、呼吸器管理や人工透析等の医療ニーズの高い障がい者を、保健所や市町村相談支援事業所、その他の関係機関の連携のもとで支えていく必要があります。相談しやすい窓口や専門相談の充実を図りながら、保健・医療・福祉・その他の関係機関と連携し、支援していきます。

## ②こころの健康づくりの推進

こころの健康づくりに関わる機関の連携の強化に努めると共に、「元気・活いき大植21プラン」に基づき、こころの健康に関する取り組みを推進します。また、地域こころのケアセンターや釜石保健所などの、必要な支援が受けられるように、専門の相談窓口に繋げていきます。学校においては、スクールカウンセラーなどの専門家による支援が行われております。実務者会議などを通じて、関係者間での連携を図っていきます。

## (2) 療育支援体制の充実

### ①障がい児支援の提供体制の整備及び障がい児通所支援などの支援体制の充実

福祉児童福祉法における障がい児の福祉サービスは、入所については障がい児入所施設、通所については、早期療育を目的とした児童発達支援(発達障がいを含む)、専門職が保育所等を訪問し生活への適応能力を高めるための訓練をする保育所等訪問支援、放課後や土日の一時預かりとして放課後等デイサービス等など、サービスの充実が図られてきています。また、同時に障がい児相談支援も創設されています。

平成17年度に施行された「発達障害者支援法」において、発達障がいの早期発見・早期発達支援、地域での生活支援の他、発達障がい児がその障がいの状態に応じ、十分な教育を受けられるようにするため、適切な教育的支援、支援体制の整備その他の必要な措置を講じるよう規定されております。障がいを早期に発見し、早期に必要な療育を受けることは、その後の障がいの軽減や発達に及ぼす影響が大きいことから、各種健康診査の充実と障がい児の健全な発達を支援する相談体制、療育体制の充実が求められています。障がい児が乳幼児期から成人期に至るまで、一貫性のある適切かつ継続的な支援が受けられるようにするため、関係機関等と基本的な情報を共有し、連携した支援を行っていきます。

## ②子育て支援の充実

当町では、平成26年度に「大槌町子ども・子育て支援事業計画(平成27年度～平成31年度)」を策定しています。障がい児施策の推進として、障がい児に対する理解を地域全体で共有することが大事であり、広報・啓発を一層図っていくことに加え、障がいのある子どもへの支援を行う保育士や教員等が必要な情報を得ることができるよう支援するとともに、相談支援体制の整備に努めることとしております。今後とも保育・教育分野と連携し、子育て支援の充実を図っていきます。

また、釜石大槌障がい者自立支援協議会子ども支援部会によって作成された「ぼけっと」(※3)の活用が平成29年度より開始されました。活用の促進を図り、乳幼児期から切れ目のない支援を引き続き行っていきます。

## (3) 教育の充実

### ①特別支援教育の推進

特別支援教育は、「共生社会」の形成に向けて、「インクルーシブ教育システム」(※4)構築のために必要不可欠なものとされています。

当町では、子どもたちの多様な教育的ニーズを把握し、子どもたちが、その持てる力を高め一人一人の能力や特性等を最大限に伸ばし、達成感をもちながら充実した時間を過ごし、生きる力を着実に身に付けていけるよう、適切な指導及び支援を行います。

さらに、教育的ニーズのある子どもたちに対して、連続性のある「多様な学びの場」を提供することや、同世代の子どもたちとの交流等を通じ、可能な限り共に学ぶことができるよう配慮することにより、自立と社会参加を見据えた適切な指導及び支援に努めます。

また、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた繋がりのある支援を行うために、本人や保護者との繋がりを大切にしながら、関係機関と連携し、個別の教育支援計画及び個別の指導計画、「ぼけっと」(※3)の作成・活用により、特別支援教育の充実に努めます。

### ②教育環境の整備

障がいのある子どもたちの状況に応じた教育を受けられるよう、教科書をはじめとする教材や教具等の工夫を図り、一人一人が、授業や活動の内容を分かり、意欲的に参加することにより、達成感や自己肯定感を高めながら生きる力を育めるような環境の整備に努めます。

さらに、子ども一人一人の教育的ニーズに対応するためには、確かな知識と対応力が求められることから、支援者一人一人の専門性や資質・指導力の向上に努めます。

## (4) 障がい者の高齢化への対応

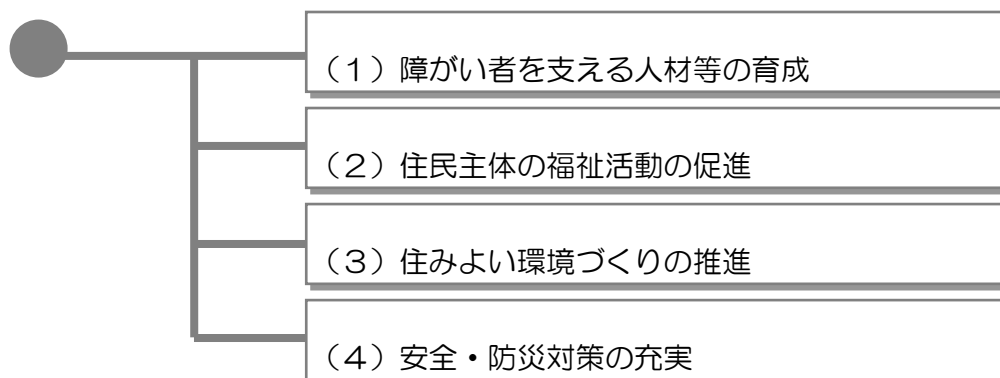
### ①施設や地域における支援の充実

障がい者の高齢化や障がい者を支援する側の高齢化は、喫緊に対応を考えなければならない大きな課題となっています。障がい者が住み慣れた地域で生活を送るために、在宅または施設に入所している障がいのある高齢者それぞれのニーズに適した切れ目のない支援やサービスの充実に努めます。

※3「ほけっと」…お子さんの育ち方や暮らしの様子、子育て中の家族の思いなどを一冊のファイルに記録するものです。ほけっとの情報を支援者に見せたりコピーを渡したりすることで、子どものことを知ってもらい、お子さんに合う支えや気配りが切れ目なく継続して受けやすくなるようにと、釜石大槌地域障がい者自立支援協議会子ども支援部会にて作成されました。

※4「インクルーシブ教育システム」…人間の多様性の尊重等を強化し、障がいのある方が精神的及び身体的な能力等を可能な限り最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障がいのある方とない方が共に学ぶ仕組み。

## 4.障がい者が安心して暮らしていける地域づくりの推進



### ●●現状と課題●●

障がいのあるなしに関わらず、住み慣れた地域で安心して暮らしていける地域社会の実現が求められています。また、災害時には、安全な場所に避難でき、必要な支援が受けられるよう体制整備の推進を図っていく必要があります。当町においては、大植町避難行動要支援者名簿を整備し、関係者との情報共有を図っております。

#### (1) 障がい者を支える人材等の育成

##### ①地域人材の育成・支援の充実

障がい者は、障がい福祉サービスの利用、医療、地域との関わり等、様々な課題を抱えており、その個々の課題に対応するためには専門性を持った人材が必要となることから、人材の発掘や育成・支援が求められます。障がいの支援従事者のスキルアップが必要であるとともに、障がいの特性を理解し、関連スタッフを育成・充実していくことは、地域全体の大きな課題です。当町をはじめ、釜石・大植地域全体で人材の養成・育成を図るため、釜石大植地域障がい者自立支援協議会の研修会などにより関係職員の支援の充実に努めます。

## (2) 住民主体の福祉活動の促進

### ①住民参加組織やボランティアの情報提供・支援

平成28年3月に大槌町社会福祉協議会とともに策定した「大槌町地域福祉推進計画」において、『みんなが生きいきと笑顔で暮らせるまちおおつち～支え、支えられ、安心と生きがいを育む地域福祉～』を目指して、地域が主体となった福祉の推進を図っております。大槌町社会福祉協議会と協力しながら、福祉に関する教育や社会貢献の意識を高める取り組みを進めるとともに、市民活動やボランティア活動を支援・育成しながら、地域福祉に参加しやすい仕組みをつくります。また、情報収集・提供に努め、障がい者自身もボランティア活動に参加できる環境づくりを推進します。

## (3) 住みよい環境づくりの推進

### ①ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進

住民にとって暮らしやすいまちづくりを推進するためにはさまざまなバリア(障壁)の解消が不可欠です。国においては、平成18年度に「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」を公布し、公共交通や道路、路外駐車場、公園施設、建築物におけるバリアフリー化を一体的に推進しています。

当町においては、東日本大震災の津波によりほとんどの公共施設が被災し、新設・改設を余儀なくされています。公共施設の建設に当たってはバリアフリーに努め、ユニバーサルデザインによるまちづくりを推進していきます。

### ②住宅改修などの制度の周知

体幹機能障がいや下肢機能障がいなどの障がい者を対象とした、日常生活用具の設置に伴う小規模な住宅改修費の給付(大槌町障害者等日常生活用具給付等事業)を行っています。制度の周知を図りながら、必要とする方への支援を行っていきます。

### ③地域における各種団体、民間企業との連携の推進

障がい者が安心して地域で暮らしていくためには、障がいのあるなしに関わらず、お互いに人格と個性を尊重し合い共生できる社会が求められています。そのためには、障がい者関係団体、福祉サービス事業者、保健・医療関係者、企業等の協力が不可欠となります。地域全体で、障がい者や障がいについて理解を深め、関係機関との協力連携を図っていきます。

### ④多様な居住の場の働きかけ及び施設入所者の地域生活への移行の推進

地域での生活の基盤となる多様な居住の場の確保は、ニーズの高い課題の一つです。長期の入所や入院生活をしている方の中には、地域移行のイメージができていない方もいます。そこで、地域移行のための体験の場を設け、地域移行への具体的イメージづくりを行うなど、当町に合った地域移行の仕組みづくりについて引き続き釜石大槌地域障がい者自立支援協議会などにおいて検討します。

また、地域で自立した生活を希望する方を支援するために、グループホームをはじめ、様々な形態の居住環境の確保にむけて働きかけを行っていきます。

## (4) 安全・防災対策の充実

### ①防災意識の強化及び災害発生時における障がい特性に配慮した支援など災害時支援体制の推進

平成23年3月の東日本大震災津波により、高齢者や障がい者をはじめ多くの方が被災し、避難のあり方だけでなく、避難所における避難生活においてもさまざまな課題が明らかとなりました。復興が進むと同時に、障がい者が安全に暮らし続けることができるよう、関係機関と連携し、一層の自助・共助・公助の体制づくりを行う必要があります。

当町では「大槌町地域防災計画」に基づき、災害時における要配慮者への支援対策、及び避難行動要支援者への避難支援の仕組みの構築を進めております。要配慮者への支援対策に当たっては、避難所における福祉的な対応の充実をはじめとして、7法人(10事業所)と協定を結んでいる福祉避難所の円滑な運営に向けた体制の整備を進めてまいります。また、避難行動要支援者への避難支援の仕組みの構築に当たっては、災害時等における安否確認や避難支援等に活用するための「大槌町避難行動要支援者名簿」を整備し、関係機関との情報共有を図るとともに「福祉避難所マニュアル」を作成しております。今



後も、避難を支援する方々との情報共有や、障がい特性に配慮した円滑な避難支援に向けた仕組みの構築を進めてまいります。

また、安全・防災対策の推進には、地域住民や自治会等の基礎的組織における普段からの備えが重要であり、災害時の体制整備には地域全体の支援が必要不可欠であることから、防災訓練の実施や対応力の強化等に向けて、住民に分かりやすく、意識を高める啓発が必要となります。緊急時に機能する避難支援につなげていくため、障がい者が日ごろの地域活動の中での繋がりをつくることができるよう、釜石大槌地域障がい者自立支援協議会などを通じて障がい福祉事業所同士の連携や、障がい福祉事業所と地域との連携の強化を図っていきます。

## ②消費者被害の救済と防犯対策の推進

複雑・多様化する消費者トラブルから消費者を救済するとともに、こうしたトラブルを未然に防止するため、障がい者の養護者および福祉施設や地域の福祉関係者と消費者行政、警察等の関係機関が連携し、消費者問題の予防や情報共有を図ります。

## 第5章 計画の推進体制及び達成状況の点検と評価

### 1. 計画の推進体制

#### (1) 庁内における計画の推進

計画の推進にあたっては、障がい者の福祉施策の方向性を示すものであることから、関係が広範囲にわたり、庁内の関係各課との整合性を図る必要があります。関係各課との連携を図りながら計画の実施に取り組むとともに、全庁的に障がい福祉、難病・発達障がいなどに関する関心や理解を深めていきます。また、「障害者虐待防止法」及び「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」等、障がい者に対する誤解や偏見など、理解不足による不利益な取り扱いの解消に努めます。

#### (2) 住民や関係機関、民間企業との連携

地域における障がい福祉の推進は、行政だけでなく広く住民にも期待されるものであり、さまざまな関係機関、そして一人ひとりの住民の参加が不可欠です。住民や関係機関、民間企業などとの連携をより一層図り、本計画の実現に向けて取り組んでまいります。

#### (3) 県及び釜石市との連携

計画の推進にあたっては、今後の障がいに関する制度改正などの動向を踏まえ、県と連携しながら、適時、障がい者施策の展開を図っていきます。

また、サービスの調整や効果的なサービス提供基盤の整備、人材の育成、就労支援など様々な面で広域的な対応が必要となります。今後も、釜石市や近隣市町村と協力して計画の推進を図ります。

### 2. 計画の点検・評価と見直し

本計画の推進にあたっては、計画の実効性を確保するため、釜石大槌地域障がい者自立支援協議会等において点検・評価を行い、計画の着実な進展を目指します。

本計画の期間中においても、障がい者のニーズの多様化、経済状況の変化など、社会状況の変化が予想されます。これらの社会環境の変化や国の動向等を踏まえ、必要に応じた計画の見直しを行い、効率的で弾力的な運用に努めます。

## 参考資料

### 1. 大槌町障がい福祉プラン(基本計画)の策定に係る経過

平成 30 年	11 月 28 日	平成30年度 第1回大槌町障害者計画策定委員会
	12 月 13 日	総務教民常任委員会へ報告
平成 31 年	1 月 9 日	平成30年度 第2回大槌町障害者計画策定委員会
	1 月 10 日から	パブリックコメント、釜石大槌地域障がい者自立支援協議会
	1 月 28 日まで	へ意見聴取
	1 月 29 日	平成30年度 第3回大槌町障害者計画策定委員会 (最終案)
	2 月 15 日	議会全員協議会へ報告
	3 月	3月定例議会へ報告
	3 月	公表

## 2. 大槌町障害者計画策定委員会名簿

	職名	氏名	所属団体・役職名	備考
1	委員長	徳田 信也	大槌町社会福祉協議会 会長	社会福祉に関する団体
2	副委員長	小笠原 正年	社会福祉法人わらび会 理事長	社会福祉に関する団体
3	委員	芳賀 潤	大槌町議会 総務教民常任委員長	町議会議員
4	委員	近藤 欣彌	大槌町民生委員児童委員協議会 会長	社会福祉に関する団体
5	委員	瀧澤 恵	大槌町社会福祉協議会 ワークフォローおおつち 所長	社会福祉に関する団体
6	委員	吉田 幸弥	社会福祉法人大洋会 障がい者支援施設四季の郷 施設長	社会福祉に関する団体
7	委員	山本 智裕	NPO 法人遠野まごころネット まごころ就労支援センター大槌 施設長	社会福祉に関する団体
8	委員	小岩 寛	大槌町身体障害者福祉協議会 常務理事	障がい者団体の代表
9	委員	高橋 文男	大槌町手をつなぐ親の会 会長	障がい者団体の代表
10	委員	東梅 麻奈美	大槌町障がい児を持つ親の会 ももの会 会員	障がい者団体の代表
11	委員	澤館 和彦	大槌町副町長	関係行政機関の職員

### 3. 大槌町障害者計画策定委員会設置規程

大槌町障害者計画策定委員会設置規程

平成25年3月29日訓令第3号

平成26年2月3日訓令第2号

(設置)

第1条 大槌町障害者計画等(以下「計画」という。)の策定に当たり、広く意見及び提言等を聴取するため、大槌町障害者計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に係る基本的な事項に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。
- (3) 計画の評価に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織し、委員は、次の各号に定める者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 社会福祉に関する団体の代表者
- (3) 障がい者団体の代表者
- (4) 関係行政機関の職員

2 委員の任期は3年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第6条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(補足)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

(規程の廃止)

2 大槌町障害者福祉計画策定委員会設置規程は、廃止する。

3 大槌町障がい福祉計画策定委員会設置規程は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

## 大槌町障がい福祉プラン(基本計画)

平成31年3月

発 行:大槌町

岩手県上閉伊郡大槌町上町1番3号

電 話:0193-42-8715(直通)

担当課:民生部保健福祉課